

「学校いじめ防止基本方針」

～ 「北杜市立明野中学校」～

本資料は、「いじめ防止対策基本法」により平成25年、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、平成26年「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されたのを受け、配付された資料を参考に策定したものです。

平成29年3月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定されました。それを受けて、平成30年9月に「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」、同年10月に「北杜市いじめ防止基本方針」が改定されました。今回は、これらの改定に伴い「学校いじめ防止基本方針」をいじめの防止等の対策のために改定しました。

令和4年 4月

北杜市立明野中学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

子供の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子供たちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめ等により、子供の命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。・・・

いじめ防止対策推進法（平成25年 法律第71号）第13条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」山梨県の「いじめ防止等のための基本的な方針」北杜市の「いじめ防止基本方針」に基づき、明野中学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。とされています。

（1）「同々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（2）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

（3）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（4）学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

（1）いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

（2）いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。

（3）いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

（4）いじめは、様々な態様がある。

（5）いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

（6）いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

（7）いじめは、解消後も注視が必要である。

（8）いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。

（9）いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、「生徒指導部会」を「中心に、日常の生徒の

様子の情報交換やいじめに対する調査を行います。

いじめの防止及びいじめが発生した場合の対処として以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的にいじめに関する対策を行います。

1 組織の構成員等

(1) 生徒指導部会

- ① 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（運営の中心）・各学年主任・養護教諭
- ② 取組内容 生徒指導面での情報交換・共通理解、いじめに対する情報交換・実態調査実施
- ③ 開催 原則として週1回

※なお、これとは別に原則週1回行われる運営委員会でも情報交換を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」

- ① 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事（運営の中心）・各学年主任・養護教諭
担任及び担当学年職員・その他 SC など必要に応じて柔軟に対応（専門家も）
- ② 取組内容 実態調査（アンケート調査）と対応策の検討、対応、事後の経過調査・確認
- ③ 開催 原則として学期1回以上

(3) 教育相談

- ① SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）の積極的活用
- ② 教育相談体制の充実（いじめに係る相談に応じる時間を一層確保する）
- ③ 部活動休養日を設置する。原則土曜日か日曜日のどちらかを休む。月曜日は部活動なし。

2 いじめ対策委員会の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

・いじめの相談・通報の窓口としての役割

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

※定例の「いじめ対策委員会」は、学期に1回以上程度開催する。

※「いじめ対策委員会」での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において報告し周知徹底させる。

3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」をはじめとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずで、「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団に一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していきます。

<生徒に対して>

・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。

・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。

・見て見ないふりをする（傍観者）ことは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適

切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
・インターネット上のいじめへの対応の充実を図る。インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを理解させる。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害にあたることを理解させる。

<教職員に対して>

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する生徒会として取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と対応・対策を関係機関と連携する。

<保護者・地域に対して>

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、地域道徳授業公開、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

4. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。

また、生徒に関わることを保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

早期発見のための手だて

- ①アンケート調査 ・学期1回の実施（必要に応じて実施）し、実態把握をする。
- ②生活ノート ・日々の活動記録から問題点の把握をする。
- ③二者懇談・三者懇談・家庭訪問
- ④教育相談
- ⑤日々の観察
- ⑥保健室の様子
- ⑦本人からの相談
- ⑧友人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの相談

早期の解決を

- ・教職員が気づいた、あるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、「いじめ対策委員会」で情報を教職員間で共有し組織的な体制のもと

- ・に行う。
- ・いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

5. いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

「いじめ対策委員会」が中心になり、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

<重大事態への対処>

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

<重大事態の発生と調査>

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

(1) 学校の下に、重大事態の調査組織「いじめ対策委員会」を常時設置する。

(2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

① 調査を要する重大事態の例

○いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

- ・児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が

あることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

②いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省/児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

(4) 調査結果を北杜市教育委員会に報告

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめられた生徒及びその保護者への支援

4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 インターネット上のいじめへの対応

6. その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要です。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要があります。

2 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、学級活動や特別の教科道徳などについて研修し、望ましい言語・集団活動について研修を行う。さらに、Q-U 検査等の結果を生かし、人間関係づくりについての研修を行う。

3 校務の効率化

職員が生徒と触れ合う・向き合う時間を確保するために、校務全般についての検討を行い、事務処理の効率化や行事反省による活動内容の精選を図る。

4 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、PDCAサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

5 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを進めることを願います。

(別表) いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	保護者会等で啓発			教員研修	いじめ対策委員会
防止対策	事案発生時に、緊急対応会議の開催					
早期発見		ネット犯罪防止教室	いじめアンケート	教育相談機関	保護者アンケート(学校評価)	
	学級づくり、人間関係づくり					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議						いじめ対策委員会
防止対策			人権教室			
早期発見		いじめアンケート	教育相談機関	保護者アンケート(学校評価)	いじめアンケート	教育相談機関
	学級づくり、人間関係づくり					